

ラトビア
商標法

2001年11月8日改正の1999年6月16日法律

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本法において使用される用語

第 2 条 本法の範囲

第 II 章 商標及び商標についての権利

第 3 条 商標

第 4 条 商標についての権利及びその権利の所有者

第 5 条 排他権の限定

第 III 章 商標登録の要件

第 6 条 商標登録の拒絶及び無効のための絶対的理由

第 7 条 登録無効理由としての先の商標

第 8 条 登録を拒絶又は無効にする理由としての周知商標

第 9 条 商標登録無効理由としての他の先の権利

第 IV 章 商標登録手続

第 10 条 出願

第 11 条 商標の優先権

第 12 条 出願の予備審査

第 13 条 商標の審査

第 14 条 出願の取下, 限定及び補正

第 15 条 出願の分割

第 16 条 商標の登録及び公告並びに証明書発行

第 17 条 商標国家登録簿

第 18 条 商標登録に対する異議申立

第 19 条 審判請求及び異議申立の審査

第 20 条 登録の分割

第 21 条 登録の存続期間及び更新

第 22 条 所定期間の延長及び出願の回復

第 V 章 商標の使用

第 23 条 商標の使用

第 24 条 商標についての排他権に関する警告

第 25 条 商標の他人への移転

第 26 条 商標に関するライセンス許諾契約

第 27 条 商標の不法使用(商標侵害)

- 第 28 条 商標の不法使用に対する責任
- 第 29 条 黙認の結果としての権利の限定(権利の剥奪)

第 VI 章 商標存続期間の終了

- 第 30 条 商標所有者の発意による商標登録の抹消(登録の放棄)
- 第 31 条 商標登録の無効
- 第 32 条 商標登録の取消
- 第 33 条 有効期間の満了による商標登録の抹消(商標登録の削除)

第 VII 章 団体標章

- 第 34 条 団体標章, 及び団体標章についての権利
- 第 35 条 団体標章の使用及びその使用規約
- 第 36 条 団体標章の存続期間を終了させる追加理由

第 VIII 章 商標の国際登録

- 第 37 条 商標の国際登録に関する本法の適用
- 第 38 条 国際登録出願(登録)に関する特許庁の行為
- 第 39 条 国際登録のラトビアにおける有効性

第 IX 章 原産地表示

- 第 40 条 原産地表示に関する一般的規定
- 第 41 条 原産地表示に関する法的保護の範囲
- 第 42 条 商品及びサービスの原産を決定するための規準
- 第 43 条 原産地表示に関する法的保護の実施

経過規定

第 I 章 総則

第 1 条 本法において使用される用語

次に掲げる用語が本法において使用される。

- 1) 「商標」－1 事業の商品を他の事業の商品から識別するために使用される標識。別段の表示がない限り、本法の本文で使用される「商標」及び「標章」の語は、サービスマーク及び団体標章も含む。
- 2) 「サービスマーク」－1 事業のサービスを他の事業のサービスから識別するために使用される標識
- 3) 「団体標章」－製造、商業若しくはサービスの事業の団体又はそれに類似する組織によって、その商品若しくはサービスを指定するために使用される商標又はサービスマーク
- 4) 「パリ条約」－1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、及び 1979 年 9 月 28 日に修正された、1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約
- 5) 「パリ同盟」－パリ条約締約国の同盟
- 6) 「識別性」－標識が有する特性の複合であって、その標識をもって表示された 1 事業(複数事業)の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することを可能にするもの。標識の識別性の評価は、標識自体の特徴のみならず、消費者の理解及びその標識に係る個々の商品又はサービスの内容にも依存する。
- 7) 「商標の国際登録(国際登録)」－商標の登録であって、1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、及び 1979 年 9 月 28 日に修正された、1891 年 4 月 14 日の「標章の国際登録に関するマドリッド協定」(マドリッド協定)に従って、又は 1989 年 6 月 27 日の「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書」(マドリッド議定書)に従って、又はラトビアにおいて効力を有する、商標の国際登録に関するそれ以外の協定に従って行われたもの
- 8) 「商品及びサービスの国際分類(ニース分類)」－1957 年 6 月 15 日の「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」によって設定された分類
- 9) 「国際事務局」－世界知的所有権機関の国際事務局であって、商標の国際登録を行い、商標に関する国際標章登録簿を維持するもの
- 10) 「原産地表示」－商品又はサービスの原産地を直接又は間接に表示するために使用される地理的名称その他の表示又は標識。当該表示には、原産地に帰属する、それらの特徴若しくは特性の表示を含む。

第 2 条 本法の範囲

- (1) 本法は、商標登録、並びに商標及び原産地表示の使用と保護に関する法律関係を規制する規定を含む。
- (2) 第 VII 章に、団体標章に関する特別規定が置かれている。それ以外については、別段の定めがない限り、商標又はサービスマークに関する規定の各々は、団体標章にも適用する。
- (3) 商標及び原産地表示の使用と保護は、本法と抵触しない限りにおいて、他の法令の規制も受ける。
- (4) ラトビアの自然人及び法人は、商標、原産地表示及び他国における商業活動において、個々の国の法律及び国際協定に従って使用されているその他の呼称を登録し、使用し、また護る権利を有する。

(5) ラトビア議会が承認した国際協定が本法の規定と異なる規定を含んでいる場合は、国際協定の規定が優先する。

第 II 章 商標及び商標についての権利

第 3 条 商標

商標は、図形的に表現することができ、かつ、1 事業の商品及び／又はサービスを他の事業の商品及び／又はサービスから識別することができる標識によって構成することができる。

特に、商標は、次のようにすることができる。

- 1) 文言によるもの一文字、単語、個人の姓名、数字によって構成する
- 2) 図形的なもの一絵、図、図示表象、色彩の陰影、色彩の組合せ
- 3) 立体的なもの一立体形状、商品又はその包装の形状
- 4) 組合せ一上記の諸要素の組合せによって構成する(ラベル等)
- 5) 特殊な種類の商標(特殊商標)(音響又は光の信号及びそれらに類するもの)

第 4 条 商標についての権利及びその権利の所有者

(1) 自然人及び法人(以下「人」という)は、商標についての権利を取得することができる。何人も 1 又は 2 以上の商標を所有することができる。

(2) 1 の商標を 2 以上の者の共有財産とすることができる。

(3) 団体標章は、複数事業による協会(団体)の財産である。

(4) 公正な取引過程において、無登録商標を、それらが他人の権利を侵害せず、かつ、法令の規定に反していない限りは、使用することができる。無登録商標に関する法律関係は、一定の状況の下で、登録なしに又は登録と無関係に商標の保護を認め、かつ、本条(7)並びに第 8 条及び第 28 条(8)に記載されている特別規定に加え、不正競争に関する民法その他の法令の規定によっても規制されるものとする。

(5) 商標についての排他権は、ラトビア共和国特許庁(以下「特許庁」という)に対して行う商標登録によって、又は商標の国際登録に関する規則の規定に従って行われ、かつ、ラトビアにおいて効力を有する登録によって確保することができる。商標の国際登録及び国際登録された商標についての特別規定が第 VIII 章に記載されている。それ以外の場合においては、特許庁に登録された商標に関して定められている規定が、国際登録された商標の有効性、使用及び保護に関して適用されるものとする。

(6) 登録商標の名義人は、他人が次に掲げる標識を業として使用することを禁じる排他権を有する。

1) 標識であって、商標と同一であり、商標の登録に係る商品又はサービスと同一である商品又はサービスに関するもの

2) 標識であって、商標に対する同一性又は類似性のために、また、商標の登録及び標識の使用に係る商品又はサービスの同一性又は類似性のために、関連消費者に対し、商標と標識との間での混同又は連想を生じさせる虞のあるもの

(7) (6)の規定に拘らず、ラトビアにおいて(第 8 条の意味において)周知である商標の所有者は、周知商標の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して、周知商標との混同を生じさせる虞のある複製、模造、翻訳又は翻字である標識を、業として使用することを阻止する権利を有する。ラトビアにおいて周知である商標の所有者は、当該周知商標の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関しても、当該周知商標の複製、模造、翻訳又は翻字である標識を業として使用することを阻止する権利を有

するが、ただし、そのような標識の使用を消費者がそれら商品又はサービスと周知商標の所有者との関係を示すものとして理解する虞があること、及び当該使用が周知商標の所有者の利益を害する虞があることを条件とする。

(8) (6)及び(7)の規定に従い、特に、次に掲げる行為を禁止することができる。

- 1) 前記標識をその商品又はその包装に使用(付加, 添付)すること
- 2) 前記標識の下で, 商品を提供し, 市場に出し又はそれらの目的でその商品を保管すること
- 3) 前記標識の下で, サービスを提供すること又はサービス提供の申出をすること
- 4) 前記標識の下で, その商品を輸入又は輸出すること
- 5) 前記標識を, 営業用書類及び広告に使用すること

(9) (6), (7)及び(8)の規定の準用において, 商標所有者は, 他人が商品又はサービスを識別すること以外を意図している標識(商品の名称付け, 商品又はサービスの出所表示)を使用することを禁止する権利も有するが, ただし, 正当な理由のない当該標識の使用が, その商標と関連するとの印象を与えるか, 又はその商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか, 若しくはそれを害することが証明されることを条件とする。

(10) 有効な登録商標が辞書, 百科事典又はその他類似の参考書に複製されており, それによって当該商標がその登録に係る商品又はサービスの一般名称(一般用語)であるとの印象を生じさせている場合において商標所有者からの要求があったときは, 当該参考書の出版社は, 遅くともそれらの参考書の次の版の出版時まで, 個々の商標にそれが登録商標である旨の表示を付記しなければならない。この規定は, 電子データ形態での参考書にも準用する。

(11) 登録又は登録出願から生じる商標に対する権利は, 民法の意味における人的財産権と同一の法的地位を与えるものとするが, 債権とはみなされない。この権利は, 他人(権原承継者)に移転することができ, また相続させることができる。

(12) 登録商標に係る排他権は, 他人に対する排他権を含め, 商標登録に関する通知の公告日から全面的に効力を有する。

第5条 排他権の限定

(1) 商標所有者は, 第三者が次に掲げるものを業として使用することを禁止する権利を有さない。

- 1) 当該人の姓名及び宛先
- 2) 当該人の事業の名称(その商標の出願日(又は優先日)より前に業としての合法的使用が開始されていることを条件とする), 及びその宛先
- 3) 当該人の商品又はサービスの種類, 品質, 数量, 用途, 価格, 原産地, 商品の生産時期若しくはサービスの提供時期, 又はその他の特徴に関する真正の表示及び情報
- 4) 商標所有者自身の商標であって, 商品又はサービスの用途, 特に付属品又は予備部品の用途を表示するために必要な場合におけるもの

ただし, 前記の使用が公正な工業上及び商業上の慣行に従っていることを条件とする。

(2) 商標所有者は, 当該所有者の承諾を得てその商標の下に市場に出された商品に関し, ラトビアにおける, 又は当該商品に関し, ラトビアが共同市場に関する2国間又は多国間の国際条約, 関税同盟又はこれに類似する協定を締結している他国における当該商標の使用を禁止する権利を有さない。

(3) (2)の規定は, 前記所有者がその商品のその後の取引を禁止する正当な理由を有する場合,

特に、市場に出された後にその商品の品質が変化しているか、又はそれらに損傷が生じている場合は、適用しない。

(4) 排他権は、商標を構成する要素であって、独立して取り上げたときは、第6条(1)により商標登録を受けることができないものには適用しない。

第 III 章 商標登録の要件

第 6 条 商標登録の拒絶及び無効のための絶対的理由

(1) 次に掲げる標識は、商標としての登録を受けることができない(それらが登録されている場合は、本法の規定に従い、その登録の無効を宣言することができる)。

- 1) 商標とすることができないもの、すなわち、第 3 条の規定を満たしていないもの
- 2) 使用対象である商品又はサービスに関する識別性を欠いているもの
- 3) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の生産時期若しくはサービスの提供時期その他の特徴を示すために取引上使用されることのある標識又は表示のみをもって構成されているもの
- 4) 使用対象である商品又はサービスを指定するものとして日常言語において又は確立した公正な取引実務において慣用的に使用されている標識又は表示のみをもって構成されているもの(一般的呼称)
- 5) 形状であって、商品の種類によって直接決定される(すなわち、商品自体の内容から直接に生じる)もの、又は特定の技術的成果を得るために必要なもの、又は商品に実質的価値をもたらすもののみによって構成されているもの
- 6) 公序又は社会的に受け入れられている道徳原理に反するもの
- 7) 商品又はサービスの内容、品質、原産地等に関して、消費者を誤認させるような内容のもの
- 8) 管轄当局の許可を得ることなく、パリ条約第 6 条の 3 に従って、登録が拒絶又は無効とされる標識を含んでいるもの。それらの標識には、パリ同盟加盟国の紋章及び旗章、それらの国の管理、品質及び保証を示す公章及び極印、並びに国際機関の記章、旗章、名称及び略称が含まれる。
- 9) ラトビアの法令に記載されている手続に従って与えられる管轄当局による許可を得ることなく、国が承認する公の紋章、国の勲章、公務上の記章、並びに管理、品質及び保証を示す公の標章、公の極印、及び、ラトビアにおいて同一又は類似の製品に関して使用される、製品使用の安全性を表示する標識、又は高度の象徴的価値を有するそれ以外の標章並びに宗教的な記号を含んでいるもの
- 10) ぶどう酒に関して、特定産地のぶどう酒であることを確認する原産地表示を含んでいるか又はその表示で構成されているもの、又は蒸留酒に関して、特定産地の蒸留酒であることを確認する原産地表示を含んでいるか又はその表示で構成されているものであって、その表示が登録出願の対象であるぶどう酒又は蒸留酒の真正の原産地ではないもの

(2) 商標はまた、出願人がその商標登録出願を悪意で行ったことが明らかな場合は、登録されないものとし、又は登録されている場合は、本法の規定に従ってその無効を宣言することができる。

(3) 商標使用の結果、その商標が登録出願に係る商品又はサービスに関し、ラトビアにおける関連消費者間の理解において識別性を獲得している場合は、その商標は、(1)2), 3)又は4)の規定に基づいて登録を拒絶することはできず、また同一の規定に基づいて、無効を宣言してはならないものとする。

第7条 登録無効理由としての先の商標

(1) 次に掲げる場合に該当するときは、本法の規定に従い、商標登録の無効を宣言することができる。

1) その商標が先の商標と同一であり、かつ、その商標の登録に係る商品又はサービスが先の商標の登録に係る商品又はサービスと同一である場合

2) その商標が他人に属する先の商標と同一であるか又は類似しており、かつ、それぞれの対象とする商品又はサービスが同一であるか又は類似しているために、関連消費者の間に両商標の混同又は両商標間の連想を生じさせる虞がある場合

(2) (1)の意味における「先の商標」とは、次に掲げるものをいう。

1) ラトビアにおいて有効な商標であって、国内又は国際登録手続きに基づき、対立している商標に係る登録出願日より先の登録出願日をもって登録されているもの。この場合、それらに与えられている優先権も考慮するものとする。

2) 前号にいう商標についての登録出願。ただし、その商標が登録されることを条件とする。

第8条 登録を拒絶又は無効にする理由としての周知商標

(1) 第7条の規定に拘らず、商標が、他の商標であって、無登録であったとしても、(対立している)商標登録出願の出願日(又は優先権が与えられる場合はその優先日)に、同一又は類似の商品又はサービスに関してラトビアにおいて周知であったものとの混同を生じさせる虞がある複製、模造、翻訳若しくは翻字である場合は、本法の規定に基づき、その商標登録を拒絶すること、又は登録されている場合は、その登録を無効にすることができる。

(2) (1)の規定に加え、登録出願がされる商標に係る商品又はサービスが、ラトビアにおいて周知である商標の対象である商品又はサービスと類似していない場合であっても、その商標の登録を拒絶すること又は無効にすることができる。ただし、消費者が、出願される(対立している)商標のそれらの商品又はサービスに関する使用を、それら商品又はサービスと周知商標の所有者との関係を示すものと理解する虞があること、及びそのような使用が周知商標の所有者の利益を害する虞があることを条件とする。

(3) 商標が周知であるか否かを決定するときは、関連消費者集団におけるその商標についての知識が考慮されるものとし、それには、宣伝活動又は知名度を増進させたその他の状況に起因するラトビアにおける知識が含まれる。

(4) (1)及び(2)の規定を登録出願がされている標識又は登録商標に適用するか否かを決定する場合は、他の商標の要部における周知商標の複製又は模倣の不許可に関する規定を含め、周知商標に関するパリ条約第6条の2の規定を考慮するものとする。前記の規定は、サービスマークに対しても準用する。

(5) 登録の拒絶に関する(1)及び(2)の規定は、商標登録出願が周知商標の所有者の承諾を得てなされている場合は、その審査手続には適用しない。

第9条 商標登録無効理由としての他の先の権利

(1) 商標登録については、その商標が、先の団体標章であって、対立しているその商標の出願日前3年以内に有効期間が満了したものと同一又は類似であることを理由としても、無効宣言をすることができる。

(2) 商標登録については、その商標が、先の商標であって、同一又は類似の商品又はサービ

スを対象として登録されており，対立しているその商標の出願日前2年以内において更新されなかったために有効期間が満了した商標と同一又は類似であることを理由としても，無効宣言をすることができる。ただし，先の商標の所有者が，対立しているその商標の登録を承諾しているか又はその商標を使用していなかった場合は，この限りでない。

(3) 商標登録については，他人が，その商標登録の出願日前に(優先日も考慮する)，その商標の使用禁止を可能にする他の権利をラトビアにおいて取得していることを理由としても，無効宣言をすることができる。その権利には，登録に対して行使することができる次に掲げる権利が含まれる。

1) 人に関する権利，すなわち公衆によく知られている人物の姓名，筆名，肖像又は模写に関する権利。ただし，当該人が50年以上前に死亡している場合は，この限りでない。

2) 著作権

3) 商業上の諸権利，すなわち，その商標の登録出願日又は優先日より前にラトビアにおいて業として合法かつ公正な使用が開始されていることを条件とするが，同一又は類似の営業分野において使用される商号(取引上の呼称，マスメディアの名称その他類似の標識)に関する権利，又はラトビアにおいて周知であるラトビア又は外国の商号(取引上の名称，マスメディアの名称その他類似の標識)に関する権利

4) その他の工業所有権

(4) パリ同盟の加盟国である他の国において商標所有者である者は，その代理人若しくは代表者が当該所有者の許可を得ることなく，ラトビアにおいてそれらの者の名義で商標の登録を受けていた場合は，当該商標登録の無効宣言を請求する権限も有する。ただし，当該代理人又は代表者がその商標登録を受ける十分な理由を有する場合は，この限りでない。

第 IV 章 商標登録手続

第 10 条 出願

(1) ラトビアにおいて商標を登録しようとする者は、書面による商標登録出願(以下「出願」という)を特許庁に提出しなければならない。

(2) 商標の出願及び登録、並びに本法に規定するその他の行為については、手数料を納付しなければならない。それらの手数料の金額は、内閣が決定するものとする。

(3) 出願の提出日(出願日)は、(9)の規定に従うことを条件として、特許庁が次に掲げる事項を含む書類を受領した日であるとみなす。

1) 商標登録の願書

2) 出願人を間違いなく特定することを可能にする表示

3) 登録を求める標識(その表示)、及び

4) 商標登録の請求対象とする商品及び／又はサービスの一覧

(4) 1 の出願においては、1 の商標の登録のみを請求することができる。

(5) 個々の出願は、登録請求であって、1 商品又は 1 サービス、若干又は多数の商品又はサービス、並びに同時に複数の商品又はサービス(商品及びサービスが、商品及びサービスに関する国際分類(ニース分類)による 1 又は若干の商品又はサービスの類(クラス)に属するか否かを問わない)を対象とするものを含むことができる。その一覧は、前記分類の類に従って分類した商品及び／又はサービスを含んでいなければならない。

(6) 特許庁は、本法、及びラトビアを拘束する国際協定の規定を遵守する願書様式を承認するものとする。

(7) 願書、並びに商品及び／又はサービスの一覧は、ラトビア語によらなければならない。出願に係るその他の資料及び書類は、英語、フランス語、ドイツ語又はロシア語によることもできる。特許庁は、提出された資料及び書類のラトビア語翻訳文を要求する権利を有するものとする。それらの翻訳文は、特許庁が定めた期間内に提出しなければならない。出願の処理及び連絡は、すべてラトビア語によって行われるものとする。

(8) 本法、及びラトビアを拘束する国際協定において指定されている場合においては、出願は、出願する標識の説明、その翻訳文又は当該標識の特徴に関するその他の見解を含んでいなければならない。

(9) 出願は、出願手数料の納付を証明する書類を含んでいなければならない。出願がニース分類の複数の類に係るものであるときは、追加手数料を含んでいなければならない。納付書類は、出願日から 1 月以内に提出することができ、その際、原出願日(本条(3))は維持される。前記期間に対する遅延が生じたが、出願日を付与する上で必要なすべての書類が提出されている場合は、追加手数料を含む出願手数料の納付を証明する書類が提出された日を出願日とみなす。

(10) 出願が代理人によって行われる場合は、代理人の権限を証明する書類が添付されなければならない。代理及び委任状に関する具体的な要件は、特許法、委任契約に関する民法の総則及びラトビアを拘束する国際協定の関係規定によって定められる。

(11) 特許庁に対する手続における代理についてのラトビア特許法の規定により、外国の出願人は、職業特許弁護士(商標代理人)を経由する場合に限り、特許庁及び該当する場合は、特許庁審判部に対し、出願、連絡及びその他の一切の手続をすることができる。

(12) 出願は、本条にいう資料及び書類、及び必要な場合は、第 11 条にいう資料及び書類、並びに他の資料及び書類を含んでいなければならない。出願の資料及び書類に関する方式要件は、特許庁が本法及びラトビアを拘束する国際協定の規定に従って定めるものとする。願書には、出願人又はその代理人が署名しなければならない。

第 11 条 商標の優先権

(1) パリ同盟の加盟国である外国、又はラトビアが優先権の承認に関する協定を締結している他の国若しくは諸国連合において正規に商標の登録出願をした者又はその権原承継人は、先に行った出願に係る商品及び／又はサービスと同一であるか又はそれらに含まれている商品及び／又はサービスに関して、ラトビアにおいて同一商標を登録出願する上で、最初の外国出願の出願日から 6 月間、優先権を享受するものとする。

(2) 先の出願による優先権(条約優先権)を利用しようとする出願人は、後の出願の願書に優先権の主張を含めなければならない。その際、先の出願の出願日及びそれを出願した国(広域商標登録庁)、並びに先の出願の出願番号が後の出願の出願日において分かっている場合は、その番号を表示しなければならない。出願人の優先権を証明する書類、すなわち、先の出願を受領した当局によって原本の真正謄本であると証明された先の出願の謄本は、後の出願と同時に提出するか、又は後の出願日から 3 月以内にその出願書類に追加する。

(3) 商標登録出願の対象である商品又はサービスを、ラトビア又はパリ同盟の加盟国である外国における公の又は公に承認された国際博覧会において、その商標の下に展示した出願人は、当該博覧会におけるそれらの商品又はサービスの最初の展示の日から(7)の意味における優先権を主張する権利を有するものとするが、そのためには、その商標についての出願が前記の日から 6 月以内に行われなければならない。

(4) (3)の規定(博覧会優先権)を利用しようとする出願人は、出願の願書に、その商品又はサービスの最初の展示日を表示し、また、その博覧会を特定している主張を含めなければならない。出願人の優先権を証明する書類、すなわち、博覧会の管轄当局が発行し、展示物の特定及び(当該商標の下での)最初の展示日を証明する書類は、その商標登録出願と同時に提出するか、又はその出願日から 3 月以内にその出願書類に追加する。

(5) 博覧会優先権は、(1)に定めた優先期間を超えない。

(6) 主張されている優先権を商標出願に対して認めるか否かを決定する際に、特許庁は、本条の規定並びにパリ条約第 4 条及び第 11 条の規定を考慮するものとし、これらの規定は、サービスマークに関しても準用する。

(7) 商標の優先性(優先権)とは、何れの者の権利が先であるかを決定する場合に、商標登録出願日の代わりに、優先日が考慮されるべきことを意味する。

第 12 条 出願の予備審査

(1) 出願の受領後 3 月以内に、特許庁は、出願の予備審査を行い、出願が第 10 条の要件及びそれらの要件に関して特許庁が制定した規則の要件を遵守しているか否かを検証し、また、所定の手続に従い、その出願の出願日、及び出願人が第 11 条の規定による優先権を有している場合は、その優先日を決定しなければならない。

(2) 出願が所定の要件を遵守していないか又は要件の一部のみを遵守している場合は、特許庁は、出願人に書面をもって通知し、不遵守を指摘し、また、応答(不備の除去)のための期

限を指定しなければならない。その場合、予備審査期間は、それに応じて延長される。

(3) 出願が当初、出願日を決定する上で必要な書類に関する第10条(3)の規定を遵守しておらず、その後、出願人が特許庁によって指定された期限までにその不備を除去したときは、特許庁が必要なすべての書類を受領した日をその出願日とみなす。出願人が、特許庁の要求を受けた場合において、出願に関して発見された不備を除去しなかったときは、その出願は、されなかったものとみなす。

(4) 出願人が優先権付与に関する所定の要件を満たしていない場合は、優先権は認められない。

(5) 出願に前記以外の重大な不備があり、出願人がその除去を求められたにも拘らず不備を除去しなかった場合は、その出願は拒絶される。

(6) 出願が第10条の要件及び同条に基づき特許庁が制定した規則の要件を遵守している場合は、特許庁は出願人に、その出願の審査のための受理(出願受理)の通知書を送付しなければならない。

(7) 出願人が予備審査の結果に関する特許庁の決定に同意しない場合は、出願人は、当該決定の受領日から3月以内に、所定の手数料を納付し、特許庁審判部(以下「審判部」という)に立証した審判請求書を提出することができる。

第13条 商標の審査

(1) 出願を審査のために受理した日から3月以内に、特許庁は、受理した出願が第3条、第6条及び第8条の要件を遵守しているか否かを審査しなければならない。審査の過程で特許庁は、出願人に対し期限を指定して、審査に必要な追加の資料及び書類を提出するよう要求することができる。前記の審査期間は、それに応じて延長されるものとする。

(2) 審査の過程で、商標は登録することができない、又は(5)若しくは(6)に定める限定を付す場合に限り登録できると決定された場合は、特許庁は、この認定を出願人に通知しなければならない。かつ、意見書(登録に関する拒絶又は限定の理由に対する反論)提出のために3月の期間を設定しなければならない。

(3) 特許庁は、出願人からの意見書の受領又は意見書提出期間の満了の後できる限り速やかに、商標の登録可能性又は登録の拒絶について決定するものとする。

(4) 審査結果が出願を容認するものである場合は、特許庁は、商標を登録する旨の決定をしなければならない。この場合、出願人は、書面をもってその決定が通知され、かつ、商標の登録及び公告のための手数料を納付するよう求められる。

(5) 商標が一定の商品及び／又はサービスに関して登録できないことになった場合は、特許庁は、出願において列記されていた残余の商品及び／又はサービスに関して(限定された商品及び／又はサービスの一覧に関して)登録すべき旨の決定をしなければならない。

(6) 第5条(4)にいう、商標として個別に登録を受けることができない要素が商標の中に含まれており、その商標の登録が付与された権利の範囲に関する疑義を生じさせる虞がある場合は、特許庁は、その商標を登録するときに、特別の通告(権利の部分放棄又は保護対象からの除外)によって、そのような要素を保護範囲から除外することができる。

(7) 商標登録を拒絶又は(5)若しくは(6)にいう限定を付して登録すべき旨の特許庁の決定は、適切な理由及び法律の規定への言及によって立証されていなければならない。

(8) 出願人が審査結果に関する特許庁の決定に同意しない場合は、出願人は、その決定の受

領日から3月以内に所定の手数料を納付し、審判部に立証した審判請求書を提出することができる。

第14条 出願の取下、限定及び補正

(1) 出願人は、出願処理手続中はいつでも、出願を全体として取り下げること、又は提出した商品及び／又はサービスの一覧から一部の商品及び／又はサービスを削除することができる。ただし、納付済みの手数料は返還されない。

(2) (1)にいう変更の他に、商標出願において、商標自体を実質的に変更せず、かつ、提出した商品及び／又はサービスの一覧を拡大しない補正、明確化又は訂正に限り、それを行うことができる。特許庁は、出願処理手続中はいつでも補正、明確化又は訂正を要求する権限を有する。明白な誤りの訂正及び必要な場合における出願人又はその代理人の名称又は宛先の変更を除き、出願人は、特許庁がその出願の受理を決定する前に限り、自発的に出願の補正又は明確化のための書類を提出することができる。特許庁は、出願人が審査過程において自発的に提出した許容可能な補正を、所定の手数料が納付された場合に限り、考慮するものとする。特許庁が犯した過失は、手数料なしで訂正するものとする。

(3) 公告のための登録通知が作成された後に特許庁が受領した補正書は、登録情報に対する補正とみなし、そのような補正には第17条(2)の規定を適用する。

(4) 登録手続の段階において、第12条(3)及び第13条(2)にいう場合を除き、出願人が所定期間内に特許庁の要求に応じないか又は所定の手数料を納付せず、かつ、期間延長の申請もしなかった場合は、その出願は取り下げられたものとみなす。

第15条 出願の分割

(1) 1の商標出願を2以上の出願に分割することができ、その場合は、商品及びサービスの一覧を原出願と(1又は2以上の)分割出願との間で細別するものとする。分割出願は、原出願の出願日及び優先権を維持するものとする。

(2) 出願人は、特許庁が登録及び公告のための商標とそれに関する資料の作成を終了するまでに限り、出願分割の請求をする権利を有する。

(3) 特許庁に出願分割の請求をするときは、出願人は、原出願に残す商品及び／又はサービスを表示し、かつ、個々の分割出願を出願内容に関する第10条のすべての要件に従って作成し、また、新たな出願としての所定の手数料を納付しなければならない。原出願について既に納付されている手数料は返還されず、また、分割出願に充当されない。出願人が、出願分割請求の特許庁による受理日から3月以内に、分割出願に関し、必要な書類及び資料を提出せず又は所定の手数料を納付しない場合は、分割出願は、取り下げられたものとみなす。

(4) 分割出願の審査は、第12条及び第13条の要件に従う。出願人は、出願分割の請求を取り下げることができない。

第16条 商標の登録及び公告並びに証明書の発行

(1) 出願人が所定の手数料を納付した場合は、特許庁は、審査に基づく有利な決定の採択後できる限り速やかに、登録及び公告のための商標及びそれに関する資料を作成しなければならない。

(2) 商標は、特許庁の公報における公告と同時に商標国家登録簿に記入されるものとするが、

商標の公告を大幅に遅延させる正当な理由がある特別な場合においては、この限りでない。

(3) 商標の登録及び公告を行った後、特許庁は商標所有者に対し、所定の様式による商標登録証を発行しなければならない。

第 17 条 商標国家登録簿

(1) 特許庁は、商標国家登録簿(以下「登録簿」という)を維持しなければならない。当該登録簿には登録商標(その複製)、商標所有者及び代理人がいる場合は代理人、商標の出願日(優先日)、登録日、公告日、商標登録の対象である商品及び／又はサービスの一覧に関する情報、並びに特許庁が定めるその他の情報を記録するものとする。

(2) 商標所有者は、商標の登録に関する情報における補正若しくは発見された誤り、商標所有者の名称の変更、代理人の変更、商品及び／又はサービスの一覧からの商品及び／又はサービスの削除の希望、又は商標自体における非本質的(二次的)要素の変更の希望について、直ちに特許庁に通知しなければならない。補正又は訂正は、商標の本質を変更し、その識別性に影響し、商標登録によって与えられる権利を拡大し、承認された優先権を変更し、又は消費者に誤認させる虞があるものであってはならない。所定の手数料が納付されたときは、特許庁は、許容可能な補正を登録簿に記録し、実行されたその補正について公報に公告し、また、商標所有者にその通知書を、商標登録証に添付させるために送付する。特許庁が犯した過失は、手数料なしで訂正する。

(3) 登録簿における記入であって、(1)の要件によって予定されているものは、公告後、何人も閲覧することができるものとする。所定の手数料が納付されたときは、特許庁はまた、登録簿記入の抄本を提供しなければならない。

第 18 条 商標登録に対する異議申立

(1) 商標についての公告の日から 3 月以内に、利害関係人は所定の手数料を納付して、商標登録に対して異議申立をすることができる。異議申立は、審判部に書面で提出しなければならない。適切な理由及び法の規定への言及によって立証されていなければならない。前記期間の満了後は、異議申立人は、異議申立に関する当初の法的根拠を変更(拡大)することはできないが、審判部の決定が下されるまでは、異議申立の根拠とする事実を確認(明確化)する追加の資料及び書類を提出することができる。

(2) 登録商標が第 3 条の規定を遵守していない場合、又は登録が第 6 条の規定により無効とされるものである場合、又は第 9 条(3)1)の規定が適用される場合は、何人も登録に対して異議申立をすることができる。

(3) 異議申立であって、第 7 条又は第 8 条、又は第 9 条(1)、(2)、(3)2)、3)若しくは 4)又は(4)の規定に基づくものは、先の商標若しくは周知商標の所有者、又は該当する規定において指示されている他の先の権利を有する者、又はそれらの権原承継人若しくはそれらの代理人がすることができる。

(4) 異議申立であって、第 8 条又は第 9 条(1)、(2)、(3)2)、3)若しくは 4)の規定に基づくものは、前項にいう者に加え、専門家団体、並びに製造業者、取引業者及びサービス提供者の団体であって、その定款が当該団体の加入者(構成員)の経済的利益の保護について規定しているもの、並びに組織又は当局であって、その定款による目的が消費者保護であるものも提出することができる。

(5) 審判部は、異議申立がされた商標の所有者に当該異議申立について通知し、かつ、答弁書提出のために3月の期間を指定しなければならない。

(6) 本法に定められた期間内に異議申立がされない場合は、商標登録は、裁判所においてのみその有効性を争うことができる。

第19条 審判請求及び異議申立の審査

(1) 第12条(7)及び第13条(8)の規定に従って提出された審判請求及び第18条に従って提出された異議申立は、審判部によって審査されるものとし、審判部は、司法大臣によって承認された規則に従って行動するものとする。

(2) 審判請求はその受領日から3月以内に審査されるものとし、また、異議申立は有効性が争われている商標の所有者からの答弁書を受領した日から3月以内、又は答弁書が提出されなかった場合は、答弁書提出期間の満了日から3月以内に、審査されるものとする。異議申立が第7条の規定を根拠として提出され、有効性が争われている商標が未だ登録されていない先の商標によって異議申立がされている場合において、異議申立人の請求があったときは、異議申立の審査は、異議申立の根拠とする先の商標が登録され、公告されるまで延期することができる。

(3) 審判請求人又はその委任された代表者(代理人)は、特許庁の決定についての審判請求が審理される審判部の手続に参加することを求められる。商標登録に対する異議申立が審査される場合は、異議申立人、有効性が争われている商標の所有者又はその委任された代表者(代理人)は、手続に参加することを求められる。すべての利害関係人は、必要な書類と資料を提出し、かつ、口頭で意見を述べる権利を有する。

(4) 審判請求についての審理の結果に従い、審判部は、審判請求を全面的若しくは部分的に容認するか又はそれを棄却する決定を行うものとする。審判請求が出願の予備審査の結果に関する特許庁の決定に対して提出された場合(第12条(7))は、特許庁のそれに関連する決定は、審判部の決定により、取り消し、補正し又は有効なものとしてその効力を維持することができる。審判請求が審査の結果に関する特許庁の決定に対して提出された場合(第13条(8))は、商標について、全面的に又は第13条(5)及び/又は(6)にいう限定を付して登録することができる旨を宣言することができ、又は登録を拒絶する決定の効力が維持されるよう許可することができる。審判請求に係る事件に関して新たな事実が明らかになった場合は、審判部は、出願の再審理(再審査)を行うべき旨の決定を下すことができる。

(5) 異議申立についての審理の結果に従い、審判部は、異議申立を全面的若しくは部分的に容認するか又はそれを棄却する決定を行わなければならない。同時に、審判部の決定の結果として、異議申立がされた商標を登録日から無効とし、第13条(5)及び/又は(6)にいう限定を付して有効であると宣言し、又は登録通りに有効であると宣言することができる。

(6) 異議申立が全面的に、又は特に、過去5年以上前に登録された(第7条(2)の意味における)先の商標を根拠としている場合は、異議申立がされた商標の所有者は、先の商標が第23条の意味において実際に使用されていたことを示す明白かつ十分な(一応の)証拠を異議申立人が提出するよう要求する権利を有する。該当する証拠が要求されたとおりに提出されなかった場合、又は異議申立審査前5年間における使用についての証拠がない場合は、審判部は、異議申立理由を否認しなければならない。異議申立の根拠とする先の商標がその商標の登録に係る商品及び/又はサービスの一部のみに関して使用されていた場合は、審判部は、明白

かつ十分な(一応の)証拠によって使用が立証された商品及び／又はサービスに限り、先に申し立てられた異議申立理由を考慮するものとする。

(7) 審判部は、他人のいないところでその決定を行う。決定の効力発生部分は、審理の終わりに発表され、同時に、書面による立証された決定内容が1月以内に利害関係人に通知される。

(8) 出願が第10条に記載した要件及び優先権の付与についての第11条の規定を遵守しているか否かに関する審判部の決定は、最終的なものである。審判請求人(商標出願人)は、特許庁の決定に対する審判請求についての審理中に行われた審判部のそれ以外の決定に対しては、決定書の受領日から3月以内にリガ地方裁判所に訴えることができる。前記裁判所への訴えの提起は、審判部の決定の執行(実施)を停止させるものとする。

(9) 異議申立がされた商標の所有者又は異議申立人が審判部の決定に満足しない場合は、それらの者は、審判部の決定書の写しの受領日から3月以内にリガ地方裁判所に訴えることができる。前記裁判所への訴えの提起は、審判部の決定の執行(実施)を停止させるものとする。

(10) 前記の訴えの提起に拘らず、利害関係人は、第31条又は第32条の規定に従って登録商標の有効性を争うことができる。当該訴訟が、審判部の決定に対する訴えに係る事件が審理される前に提起される場合は、前記の訴えに関する手続は当該訴訟についての判決が下されるまで停止される。

第20条 登録の分割

(1) 商標登録は、商標登録に係る商品及び／又はサービスの一覧を原登録と分割登録(複数の登録を含む)の間で細別し、2以上の登録に分割することができる。分割登録は、原登録の出願日及び優先権を維持するものとする。

(2) 登録分割の請求は、第18条(1)に記載した異議申立のための期限(異議申立期間)の満了後に限りすることができる。

(3) 特許庁に登録分割の請求をするときは、商標所有者は、商品及び／又はサービスの内、原登録に残すもの及び分割登録(複数の登録を含む)に含めるものを表示し、また、分割登録の各々について商標登録及び公告のための所定の手数料を納付しなければならない。

(4) 特許庁が分割請求の受領日から3月以内に所定の手数料を受領しない場合は、登録分割の請求は、取り下げられたものとみなす。

(5) 商標所有者が所定の手数料を納付した場合は、特許庁はできる限り速やかに、分割登録、及び原登録についての補正を登録簿に記録し、公報において関連通知を公告し、更に第16条(3)及び第17条(2)に従って分割登録に関する登録証を発行し、原登録の登録証を補完しなければならない。

(6) 分割登録に関する登録及び公告のための情報が作成された後では、請求人は分割請求を取り下げることができない。

第21条 登録の存続期間及び更新

(1) 商標登録は、第30条、第31条又は第32条の規定に従って放棄され、無効とされ、又は取り消される場合を除き、出願日から10年間有効である。

(2) 登録は10年ごとに、次の10年間について更新(商標再登録)することができる。商標所有者は、商標登録に係る有効期間の最終年の内に、所定の手数料を納付して登録更新の請求

をしなければならない。特許庁は、商標所有者からの請求及び追加手数料の納付があったときは、登録更新のために、登録期間満了後6月の追加期間を許可するものとする。

(3) 特許庁は、登録更新に関する情報を登録簿に記録し、公報に公告し、また、その通知書を、商標登録証に添付させるために、商標所有者に送付する。

第22条 所定期間の延長及び出願の回復

(1) 第11条(2)及び(4)、第12条(2)及び(7)、第13条(1)、(2)及び(8)、並びに第18条(5)及び第19条(2)に定められている期間は、特許庁又は審判部の何れかが、3月を超えない一定の期間、延長することができる。ただし、当該延長についての請求が問題となっている期間の満了前に特許庁によって受領され、かつ、期間延長手数料が納付されることを条件とする。

(2) 特許庁は、出願人によって取り下げられたか又は第14条(4)の規定により取り下げられたものとみなされる商標登録出願を、特別な場合においては、回復させることができる。ただし、出願が取り下げられたか又は取り下げられたものとみなされた日から6月以内に特許庁が回復請求を受領すること、及び出願回復のための所定の手数料が納付され、かつ、十分な理由が確認されることを条件とする。更に、出願は、一回に限り回復が許可されるものとする。第12条(3)の規定により出願されなかったとみなされる出願は、審判部の決定(出願がされなかったとみなす特許庁の決定を取り消すもの)があった場合に限り、回復することができる。

第V章 商標の使用

第23条 商標の使用

(1) 商標の使用とは、商品及びその包装、商品の添付書類、商品又はサービスの広告、又は関連する商品又はサービスに関するその他の営業活動についての商標の使用と解釈される。

(2) 個々の非本質的な要素において異なる形態での商標の使用も、その標識の形態についての変更がその商標の登録されている形での顕著な特性及び識別性に影響を与えていない場合は、商標の使用と解釈される。

(3) 登録日から5年以内に、商標所有者がラトビアにおいて、登録されているその商標に係る商品又はサービスに関し、その商標の実際の使用を開始していないか、又はそのような使用が登録の有効期間中に5年以上継続して停止されており、かつ、不使用についての十分な理由がない場合は、その商標に関して、第19条(6)、第28条(3)、第31条(2)及び第32条の規定を適用することができる。

(4) 実際の使用とは、商標を、それに係る商品又はサービスに関し、市場における一定の地位を獲得又は維持するために、業として使用することと解釈される。

(5) 商標を、輸出のみを目的としてラトビアにおいて商品又はその包装に関して使用することも、商標の使用と解釈される。

(6) 商標所有者の承諾を得た商標の使用は、(3)の規定の履行に関しては、商標所有者による使用に当たるものとみなす。

第24条 商標についての排他権に関する警告

(1) 商標所有者は、登録されている有効な商標に隣接させて、「R」の文字を円で囲んだ記号、又はその標章の登録について警告する文言(例えば「ラトビアにおける登録商標」等)から成る標識を付す権利を有する。

(2) 商標所有者は、ラトビアの国内又は国外において無登録の商標に、登録標章である旨の警告標識を付すことによって、公衆に誤認を生じさせてはならない。

(3) 商標所有者が、第4条(6)1)若しくは2)又は第4条(7)にいう標識の何れかを他人が業として使用することにより当該所有者の排他権を侵害していると考えられる理由を有する場合は、その商標所有者は、当該他人に対し権利侵害を主張する警告を出すことができる。

第25条 商標の他人への移転

(1) 商標所有者は自己の商標を、その標章の登録に係る商品及び／又はサービスの1、いくつか又は全部に関して、その商標を使用している事業又はその一部と共に、又はそのような事業から切り離して、他人に移転することができる。

(2) 事業又はその一部が他人に移転される場合は、その商標について当該事業又はその一部が有する権利は、当該事業又はその一部と共に移転されるものとみなす。ただし、当事者間の合意により別段の定めがある場合、又は状況が明らかに別段の規定をしている場合は、この限りでない。

(3) 特許庁は請求書、権利の移転を証明する書類及び所定の手数料を受領した後、商標の他人への移転を含め、登録商標の所有権に関する変更を登録簿に記録し、公報に公告し、また、登録簿上に行った記録についての通知書を商標所有者に送付しなければならない。

- (4) 商標の他人への移転(所有権の変更)が、その標章の登録に係る商品及び／又はサービスの全部に関するものでない場合は、特許庁は、その登録を第 20 条の規定を準用して分割し、商標所有者の変更が生じた商品及び／又はサービスについて、新たな登録を行うものとする。
- (5) 第三者に対する商標移転契約は、特許庁公報におけるその通知の公告日に効力を生じるものとする。権原承継人(商標の新たな所有者)は、所有権変更が登録簿に記録される日より前には、商標登録から生じる権利を行使することができない。
- (6) 商標移転契約については、所有権の変更によって、その商標が使用されており又は使用を意図されている商品及び／又はサービスの出所、内容、品質その他の特徴に関して、故意に又は故意にではなく、消費者を誤認させるか又は誤認させる虞がある場合は、無効を宣言することができる。何人も、そのような商標移転契約についての無効宣言を求めてリガ地方裁判所に提訴することができる。
- (7) 商標出願であって、特許庁が未だその標章の登録に関する決定を行っていないものが他人に移転された場合において、特許庁は、請求書、権利の移転を証明する書類及び所定の手数料を受領したときは、出願人に関する変更を第 14 条の関連規定の意味における出願の補正とみなし、新たな出願人に関連してその出願の審査を継続する。
- (8) 商標出願の他人への移転(出願人の変更)がその出願に含まれている商品及び／又はサービスの全部に関するものでない場合は、特許庁は、第 15 条の規定を準用して出願を分割し、出願人の変更が生じた商品及び／又はサービスに関し、新たな出願を作成する。

第 26 条 商標に関するライセンス許諾契約

- (1) 商標所有者は、ライセンス許諾契約に従い、その商標登録に係る商品及び／又はサービスの 1、いくつか又は全部に関し、その商標を使用する権利を他人に移転することができる。ライセンスの性質(排他的又は非排他的ライセンス)に応じ、商標についてのその権利を付与する者(「使用許諾者」)及びその権利を受領する者(「使用権者」)は、共に一定の権利と義務を引き受けるものとする。
- (2) 使用権者がライセンス許諾契約の予定されている規定に従って商標を使用する排他権を受領し、また、使用許諾者が、商標を使用する権利を、その権利が使用権者に移転されていない範囲に限って保持する場合は、そのライセンスは排他的な性質のものとする。
- (3) 使用許諾者が、その商標を使用する権利を他人に付与するときに、その商標を使用する権利並びに同一商標に関するライセンスを第三者に付与する権利を留保する場合は、そのライセンスは非排他的な性質のものとする。
- (4) 商標所有者は、次に掲げる事項に関するライセンス契約の規定に違反した使用権者に対し、排他権を行使することができる。
- －ライセンスの存続期間
 - －登録に従って使用することができる商標の形態
 - －ライセンスの付与対象である商品及び／又はサービスの一覧及び内容
 - －商標の使用が許可されている領域、又は
 - －使用権者が製造する商品又は提供するサービスの品質
- (5) ライセンス許諾契約に別段の定めがある場合を除き、付与されたライセンスは、第三者に譲渡することができず、また、使用権者は、サブライセンスを付与する権利を有さない。
- (6) 特許庁は、商標所有者からの請求と所定の手数料の納付を受けた後、登録商標のライセ

ンス許諾に関する情報を登録簿に記録し、それを公報に公告し、また、商標所有者に登録簿において行った記録について通知する。ライセンス許諾契約の満了及びライセンスの規定における変更に関する情報も、特許庁が所定の手続に従って通知を受けた場合は、登録簿に記録されるものとする。

(7) ライセンス許諾契約については、使用権者による商標の使用が、その商標が使用される商品及び／又はサービスの出所、内容、品質その他の特徴に関して、故意に又は故意にではなく、消費者に誤認を生じさせる場合は、無効を宣言することができる。使用許諾者又は他の何人も、ライセンス許諾契約の無効宣言を求めてリガ地方裁判所に提訴することができる。

(8) ライセンス許諾契約に関して(6)に定めた情報が、登録簿に記録されておらず又は公告されていないという事実は、第31条若しくは第32条の規定に従い、商標の有効性に関して異議申立をすること、又は商標の不使用に関して、第23条(3)に定めた限定の適用を求めること(そのような場合は、第23条(6)を適用するものとする)、又は商標所有者により第28条(2)の規定に基づいて開始された商標侵害訴訟に使用権者が参加する権利に対して異議申立をすること、又はライセンスが付与された商標についての不法使用によって生じた損害について、使用権者がその賠償を受ける権利に対して異議申立をすることの理由にはならない。

(9) 商標登録の有効性、第23条(6)の規定の適用、及び前項にいう使用権者の権利の何れについても、その商標がライセンスに基づいて使用されている旨を、使用権者がその商品若しくはその包装において、提供するサービスに関して、又はそれらの商品及び／又はサービスの広告において表示していないという事実を基にして、又はその表示が不明瞭である場合に、争うことができない。

(10) 第25条(1)の意味における商標の移転及び本条(1)、(2)及び(3)の意味におけるライセンスの付与は、その前に第三者に付与されているライセンスには影響を及ぼさない。

第27条 商標の不法使用(商標侵害)

(1) 商標の不法使用は、商標所有者が有する排他権の侵害と解釈されるものとし、不法使用とは、商標所有者から承諾を得ることなしに、第4条(6)1)若しくは2)又は第4条(7)にいう、業として標識を使用することをいい、第4条(8)において指定した態様でのその標識の使用を含む。

(2) 特定の標識の使用が商標の不法使用に該当するか否かを決定するときは、(1)の規定と同時に及びそれに加えて、排他権の限定に関する第5条の規定、第23条(3)に定めた商標の不使用に起因する限定、及び第29条に定めた使用黙認の結果としての権利の限定(権利の剥奪)も、個々の事件に関して考慮されるものとする。

第28条 商標の不法使用に対する責任

(1) 商標侵害の事実が第27条の規定に従って証明された場合は、不法使用に対する責任が生じるものとする。侵害事実に関する立証責任は、被侵害者(商標所有者又は使用権者)が負う。

(2) 商標所有者(又はその権原承継人)は、商標の不法使用に関し、リガ地方裁判所に提訴することができる。使用権者は、商標所有者の承諾を得た場合に限り、商標の不法使用に関して単独で提訴することができる。商標所有者の承諾は、ライセンス許諾契約が使用権者に対して単独の提訴権を認めている場合、又は使用権者が商標所有者に不法使用に関して提訴をするよう書面で要求したにも拘らず、商標所有者が提訴をしない場合は、不要である。前記

のそれぞれの商標に係るすべての使用権者は、訴訟に参加し、かつ、ライセンスされた商標の不法使用から生じた損害についての賠償を請求することができる。

(3) 商標の不法使用を理由として提訴された者は、その商標が使用されていない、又はその有効性は他の理由で消滅させられるべきであるという事実のみを理由としてその訴えに対抗することはできないが、第31条又は第32条の規定に従って、その商標登録の無効又は取消を求める反訴を提起することができる。その場合、商標侵害は、その商標登録が無効とされない場合又は取り消されない場合に限り、裁定することができる。

(4) 侵害の事実が証明された場合、及び過失の程度により、被侵害者は裁判所に対し、次に掲げる手段(制裁)の1又は2以上を含む判決を下すよう求めることができる。

1) 商標の不法使用の停止

2) 逸失利益を含め、商標の不法使用から生じた損害の賠償

3) 法の定める訴訟費用も含む裁判費用及び代理人に支払った手数料の回復

(5) 裁判所は判決において、当該商標に関するその後の侵害を防止するための措置について定めることができ、それには、不法表示された商品を廃棄し、又は当事者間で合意する場合は、それらの商品を原価で商標所有者(権原承継人)若しくは使用権者に引き渡し、又はそれらの商品を慈善のための使用に寄付する義務を課すことが含まれる。裁判所は、商標所有者(その権原承継人)又は使用権者からの請求があったときは、侵害訴訟における請求が実質的性質のものでない(損害賠償が請求されない)場合においても、請求の執行に関し法の定める手段を適用することができる。

(6) 商標の不法使用に対する責任を決定するときは、侵害者の過失の程度を決定するために、第24条(3)にいう警告通知の受領の事実を証拠として使用することができる。

(7) 商標の侵害が故意に又は悪意をもって行われた場合は、その責任者は、行政罰又は刑事罰に対する責任も問われるものとする。

(8) 第27条及び本条の規定に拘らず、登録商標及び無登録商標の侵害に関する請求は、第4条(9)に定めた場合を含め、不正競争に関するラトビアの法令の規定を根拠とすることができる。

(9) 商標侵害に関する請求は、被侵害者が商標侵害の発生を知ったか又は知るべきであった日から3年以内に提出することができる。

第29条 黙認の結果としての権利の限定(権利の剥奪)

(1) (第7条(2)の意味における)先の商標の所有者が、ラトビアで登録された後の商標の使用について、その使用を知っていたにも拘らず、継続して5年間、行政手続又は司法手続の何れにおいても争わなかった場合は、それらの者はもはや、自己の先の商標を理由として、後の商標の使用に係る商品及びサービスに関し、後の商標の無効を主張することも、その使用に異議申立をすることもできない。ただし、後の商標の登録が悪意で出願されていたときは、この限りでない。

(2) (1)にいう場合において、後の登録商標の所有者は、(1)の規定により先の商標の権利がもはや後の商標に対して行使することができない場合であっても、その権利について争うことはできない。

第 VI 章 商標存続期間の終了

第 30 条 商標所有者の発意による商標登録の抹消(登録の放棄)

(1) 商標所有者は、その商標の効力が満了する前に商標登録の抹消を請求することができる。特許庁が抹消請求を受領し、かつ、所定の手数料が納付された場合は、その商標登録は、商標所有者が指定した日、ただし如何なる場合にも請求書受領日より前でない日から抹消されるものとする。特許庁は、登録簿にそれに対応する記録を作成し、公報にその通知を公告し、また、通知書を商標所有者に送付しなければならない。

(2) 商標登録を抹消するための商標所有者の請求が、商標の登録に係る商品及び／又はサービスの全部を対象とするものでない場合は、その請求は、商標登録情報の変更とみなされ、第 17 条(2)の規定に従って審査されるものとする。

(3) 登録簿が、ある登録に関して 1 又は 2 以上の有効なライセンス許諾契約に関する情報を含んでおり、かつ、商標所有者からの請求書に、その登録を抹消することについての個々の使用権者からの書面による同意が添付されていない場合は、特許庁は、本条の規定による商標登録の抹消を行ってはならない。

第 31 条 商標登録の無効

(1) 登録商標が第 3 条の規定を遵守していない場合、又は第 6 条、第 7 条、第 8 条若しくは第 9 条の規定に記載した商標に関する無効理由が存在している(手続のときにおいても、その存在が継続している)場合は、その商標登録を、裁判所の判決によって無効とすることができる。

(2) 請求が(第 7 条(2)の意味における)先の商標を根拠としたものであり、かつ、被告が(第 23 条の意味における)不使用を理由として、先の商標の取消を求める反訴を提起した場合は、反訴が認められない場合に限り、その商標登録を無効とすることができる。

(3) 該当する場合において、第 18 条(2)、(3)及び(4)の規定に従い、商標登録に対する異議申立をする権利を有する者は、本条に従い、リガ地方裁判所に提訴することができる。そのような請求は、請求のための十分な理由が存在していることを条件とするが、商標の不法使用に関する訴訟における場合を含め、反訴としても提出することができる。

(4) (1)の規定に従い、商標登録は、登録の日から無効とされるものとする。

(5) 商標登録の無効理由が登録に係る商品及び／又はサービスの一部のみについて存在する場合は、登録は、それらの商品及び／又はサービスに限り無効とされる。

(6) 裁判所判決の謄本が特許庁に送付されるものとする。特許庁は、登録簿にそれに対応する記録を行い、かつ、公報において、登録商標の無効又は判決に対応する登録情報の補正に関する通知を公告しなければならない。

第 32 条 商標登録の取消

(1) 商標が、登録に係る商品及び／又はサービスに関し、継続して 5 年間、実際に(第 23 条の意味において)使用されておらず、かつ、不使用についての正当な理由が存在していない場合は、当該商標登録は、裁判所の判決によって取り消すことができる。

(2) (1)にいう商標登録の取消請求は、その商標の実際の使用が、不使用に関する前記 5 年の期間の満了から取消訴訟の提起までの間に開始又は再開されている場合は、支持を受ける(許

可を受ける)ことができない。その商標の使用期間が、提訴前における3月より長くなく、また、使用の開始又は再開のための準備が、第23条にいう実際の不使用期間の満了後になって初めて開始されている場合は、そのような使用は、商標使用の開始又は再開とは解されないものとする。

(3) 商標登録はまた、商標の登録後における、商標所有者による行為又は無為の結果として、それが商標の登録に係る商品又はサービスの取引上の普通名称(一般的呼称)になっている場合も、裁判所の判決によって取り消すことができる。

(4) 商標登録はまた、その登録後における、登録に係る商品及び/又はサービスに関しての、商標所有者による又は当該所有者の承諾を得た、商標の使用の結果として、特にそれら商品及び/又はサービスの内容、品質又は原産地に関して、公衆に誤認を生じさせる虞がある場合も、裁判所の判決によって取り消すことができる。

(5) 利害関係人は、商標登録の有効期間中はいつでも、本条の規定に従い商標登録の取消を求める訴訟をリガ地方裁判所に提起することができる。そのような請求は、十分な理由が存在することを条件とするが、商標の不法使用に関する訴訟における場合を含め、反訴として提起することもできる。

(6) 商標登録の取消理由が、その商標の登録に係る商品及び/又はサービスの一部のみについて存在する場合は、登録は、それらの商品及び/又はサービスに限り取り消すものとする。

(7) 裁判所は判決書において、商標登録が取り消されるべき日を指示しなければならない。商標登録取消の基礎とする条件が生じた時期が確定されない場合は、登録は、訴訟が提起された日に取り消されるものとする。裁判所判決書の謄本が特許庁に送付されるものとする。特許庁は登録簿に、判決書に記載されている日を開始日として、その商標の取消に関する記録を作成するか、又は登録情報に関する補正を行うものとし、それに対応する通知を公報に公告するものとする。

第33条 有効期間の満了による商標登録の抹消(商標登録の削除)

(1) 商標の有効期間及び登録更新のための6月の追加期間が満了したが、登録が所定の手続に従って更新されない(商標が再登録されない)場合は、特許庁は、その商標登録を抹消しなければならない。

(2) 更新されなかった登録は、最後の10年の商標有効期間の翌日をもって登録簿から削除されるものとする。特許庁は、それに対応する通知を公報に公告し、かつ、その通知書を商標所有者に送付しなければならない。

第 VII 章 団体標章

第 34 条 団体標章、及び団体標章についての権利

(1) 団体標章は、商標の種類に関する本法の規定(第 3 条)を遵守しており、かつ、その団体(法人)－団体標章の所有者－の構成員の商品及び／又はサービスを他の事業の商品及び／又はサービスから識別することができる標識によって構成することができる。そのような団体(法人)の構成員である各事業は、同時に自己固有の商標を所有することもできる。

(2) その存在が本国の法律に違反しておらず、かつ、所定の手続に従って登録されている団体は、製造事業又は商業事業を有していない場合であっても、団体標章の所有者であることができる。

(3) 第 6 条(1)3)の対応する規定の特例として、商品又はサービスの原産地を示すために取引上使用することができる標識又は表示を、団体標章として登録することができる。ただし、そのような団体標章の登録はその所有者に対し、第三者がそのような標識又は表示を、公正な工業上及び商業上の慣行に従って使用する限り、業として使用することを禁止する権利を与えるものではない。特に、地理的名称を使用する第三者の権利については、そのような団体標章を根拠として異議申立をすることができない。

第 35 条 団体標章の使用及びその使用規約

(1) 団体標章に関しては、第 23 条の意味における商標使用に関する規定は、その標章がそれを使用する権利を有する者の少なくとも 1 により、第 23 条に定めた方法の何れかによって、及びその団体標章の使用規約に従って使用されている場合は、遵守されているものとみなす。

(2) 団体標章は、他人に移転することができない。団体標章を使用する権利は、その団体標章の使用規約に別段の定めがある場合を除き、ライセンス許諾契約によって他人に移転することができない。

(3) 団体標章の使用規約に別段の定めがある場合を除き、団体標章を使用する権利を有する者は、団体標章の侵害に関する訴訟において、商標の使用権者に関して第 28 条(1)及び(2)に規定されているのと同じ権利及び義務を有するものとする。

(4) 団体標章の登録出願をするときは、第 10 条に規定した資料及び書類に加え、その団体組織の運営当局(団体標章の出願人)又は委任された代表者によって承認された、団体標章の使用規約を提出しなければならない。当該規約は、団体標章を使用する権利を有する者の一覧(当該人を間違いなく確認することができる表示)、団体標章の使用条件及びその条件が遵守されない場合の制裁を含め、それらの条件遵守の監督に関する情報を含んでいなければならない。第 34 条(3)にいう団体標章を出願する場合は、使用規約は、自らの商品又はサービスが関係する地理的地域を原産としている者に、団体標章の所有者である団体の加入者(構成員)となる機会を与える旨を規定していなければならない。

(5) 団体標章の登録に関する通知が公告された後は、その団体標章の使用規約は、何人も閲覧することができるものとする。

(6) 団体標章の所有者は、その後に団体標章の使用規約を修正したときは、それについて遅滞なく特許庁に通知し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。団体標章の使用規約の修正は、第三者に対しては、特許庁公報における修正通知の公告日後に効力を有するものとする。

第 36 条 団体標章の存続期間を終了させる追加理由

(1) 第 18 条に規定した異議申立理由に加え、登録標章が第 34 条(1)の要件を遵守していない、若しくは標章所有者が団体標章の所有者に関する第 34 条(2)の要件を遵守していない場合、又は団体標章の使用規約が第 35 条(4)の要件を遵守しておらず、若しくはその規約の規定が公序又は社会的に受け入れられている道德原理に反している場合は、何人も所定の手続に従って、その団体標章の登録に対して異議申立をすることができる。

(2) 第 31 条の規定に加え、請求が前項にいう理由に基づいている場合は、裁判所の判決によって団体標章の登録を登録日から無効とすることもできる。

(3) 第 32 条の規定に加え、次に掲げる場合においても、裁判所の判決によって団体標章の登録を取り消すことができる。

1) 団体標章の所有者がもはや存在していない場合

2) 団体標章の所有者が、団体標章の使用規約の不遵守を防止するための合理的措置を取っていない場合

3) 団体標章の使用規約を修正した結果、それが第 35 条(4)の要件を遵守しなくなっているか、又はその規約の規定が公序若しくは社会的に受け入れられている道德原理に反するものとなっている場合

(4) 団体標章の使用規約が所定の要件、公序又は道德原理を遵守しないことに関して本条に定めた場合において、団体標章の所有者が審判部又は裁判所が定めた期間内に団体標章の使用規約を訂正し、その不備を消滅させたときは、審判部及び裁判所は、その団体標章を無効とすること、又は場合によっては、取消をすることができない。

第 VIII 章 商標の国際登録

第 37 条 商標の国際登録に関する本法の適用

(1) 本法の規定，特に第 II 章及び第 III 章，第 IV 章第 13 条，第 18 条，第 19 条及び第 22 条(1)，第 V 章，第 VI 章及び第 VII 章の規定はまた，商標の国際登録に関する規則又はこの章の規定が別段の定めをしていない限り，商標の国際登録及び国際登録された商標にも準用する。

(2) 商標の国際登録に関する規則，及び本法の規定であって，国際登録された商標に適用することができ，かつ，商標の国際登録に関する規則に反していないものを基にして，特許庁は，商標の国際登録及び当該登録の有効性に関する，商標出願人及び所有者並びに特許庁及び審判部の行為を詳細に規定する特別規則を制定することができる。

(3) 商標の国際登録のための出願，登録及び国際登録に関するその他の行為に関しては，手数料を，商標の国際登録に関する規則及びラトビアの法令に記載されている金額により，かつ，そこに定められている手続に従って納付しなければならない。

第 38 条 国際登録出願(登録)に関する特許庁の行為

(1) 国際登録に関する規則の意味における，本国がラトビアである商標の国際登録出願及び国際登録，並びに当該国際登録についての後にする領域拡張は，特許庁を通して行わなければならない。

(2) 国際登録の変更，国際登録の更新(新たな有効期間についての再登録)，又は商標所有者の発意による登録の抹消(登録の放棄)も，その商標所有者の本国が商標の国際登録に関する規則の意味においてラトビアである場合は，特許庁を通して行うことができる。

第 39 条 国際登録のラトビアにおける有効性

(1) 商標の国際登録であって，所定の手続に従ってラトビアにおいて効力を生じたものは，本法において指定した手続に従って登録簿に記入された(国内手続に基づいて特許庁に登録された)商標と同じ効力を有する。

(2) 商標の国際登録は，その商標が所定の手続に従って，全面的に又は部分的にラトビアにおける保護を拒絶されている場合は，それに応じて効力を生じないものとみなす。

(3) 国際登録された商標のラトビアにおける優先権は，その商標がラトビアに関して国際登録された日によって，ただし，その商標が国際登録手続に従って，先の出願の優先権が認められている場合は，当該先の出願日によって，決定されるものとする。商標の国際登録がその国際登録日後にラトビアに対して拡張された場合は，優先権は，当該商標がラトビアに拡張された日によって決定されるものとする。国際登録であって，それに係る商標所有者からの請求に基づき及び商標の国際登録に関する規則に従って，ラトビアにおける効力を生じたものが，同一商標に関して特許庁において行われた先の登録に代替する場合は，優先権の決定においては，国内手続に従って行われた先の登録の出願日及び優先日を国際登録された商標のものとする。

(4) 特許庁は，国際登録された商標を審査し，第 6 条及び第 8 条の要件の遵守を確認するものとする。団体標章の登録の場合は，第 35 条(4)の規定を遵守した団体標章の使用規約が登録に添付されているか否かも確認されるものとする。

(5) 商標の国際登録のラトビアにおける効力発生に対する第 18 条に定めた異議申立は、ラトビアに関する商標登録(ラトビアについての領域拡張)に関する通知が商標の国際登録に関する公報に公告された日から 4 月以内に行わなければならない。

(6) 審査の結果、国際商標が(4)の要件を遵守していないことが証明された場合、又はそのような登録に対して異議申立がされている場合は、特許庁は、商標の国際登録に関する規則によって定められている期間内に及びその手続に従って、特定の国際登録の拒絶(最初の拒絶)を国際事務局に通知しなければならない。そのような拒絶を受領した日から 3 月以内に、当該国際登録の所有者は、第 13 条(8)に定めたところにより、審判請求(異議申立への答弁)をすることができる。

(7) 審判請求及び異議申立は、商標の国際登録に関する規則に別段の定めがない限り、審判部において、第 18 条及び第 19 条の規定に従って、かつ、団体標章の場合は、更に第 36 条(1)の規定に従って、審査されるものとする。

(8) 特許庁は、効力を生じた審判部の決定及び裁判所の判決であって、それに従い、商標の国際登録が全面的に又は部分的に無効とされ若しくは取り消されたもの、又はそれに従い、国際登録に関する最初の拒絶が抹消された(変更された)もののすべてを、所定の手続に従って国際事務局に通知しなければならない。

第 IX 章 原産地表示

第 40 条 原産地表示に関する一般的規定

- (1) 原産地表示は、この章の規定に従って、登録することなしに保護されるものとする。
- (2) ラトビアを拘束する国際条約の規定に従って、特定の種類の原産地表示又は原産地表示についての固定された一覧に関する特別の保護措置を定めることができる。農産物及び食品に関する原産地表示又はその一覧の保護及び登録のための手続は、内閣が決定するものとする。
- (3) 地理的名称及び標識、又は地理的性質を有する表示であつて、消費者又は関係業界により、商品又はサービスの特定の原産に関連していると理解されていないものは、本法の意味における原産地表示とはみなされず、また、保護されないものとする。それには、原産地表示の定義には合致しているが、ラトビアの領域においては既に本来の意味を失い、商品又はサービスの種類を示す一般名称になっている呼称が含まれる。

第 41 条 原産地表示に関する法的保護の範囲

- (1) 虚偽の原産地表示、又はそのような他の地理的名称若しくは地理的性質を有する呼称若しくは類似の標識は、それらの使用が消費者に、商品又はサービスの原産地に関して誤認を生じさせる虞がある場合は、業として使用することができない。
- (2) ある原産地表示が通常に付されている商品又はサービスが、消費者及び関係業界の理解において、特別の品質又は特徴を有している場合は、当該原産地表示の業としての使用は、前記原産地の商品又はサービスの関連においてのみ、かつ、それらがそのような品質又は特徴を有している場合に限り、許容されるものとする。
- (3) ある原産地表示が消費者又は関係業界に広く知られており、特別の名声を享受している場合は、そのような原産地表示又は類似標識の、異なる原産地を有する商品又はサービスについての業としての使用は、原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞がない場合であっても、その使用が当該原産地表示の名声若しくは識別性を不当に利用するか又はそれを害する虞があるときは許容されないものとする。

第 42 条 商品及びサービスの原産を決定するための規準

- (1) この章の規定の適用上、
 - 1) 商品の原産は、それらの商品に係る製造場所によって、又はその基礎原料若しくは主要構成要素の原産によって決定されるものとする。
 - 2) サービスの原産は、企業登録簿に登録されているサービス提供者の所在地、又はその商業活動若しくは事業経営を実際に支配している自然人の国籍若しくは住所によって決定されるものとする。
- (2) 評価基準は、個別事例において、個々の商品又はサービスの評判に対するその影響を基にして独自に選択されるものとする。そのような評判及び消費者の理解を考慮した上で、場所的及び地域的性質の原産地表示は、それが商品又はサービスの原産に関し、より広い地域又は国全体に関して真正と評価される場合は、真正なものとみなすことができる。

第 43 条 原産地表示に関する法的保護の実施

(1) 業としての標識の使用であって、第 41 条の規定に反するものは、不正競争の表現とみなされるものとし、また、不正競争に関する法令及びその他関係法令に規定されている制裁の対象とされるものとする。

(2) 利害関係人は、原産地表示の不正使用を禁止するための訴訟をリガ地方裁判所に提起することができ、その利害関係人には、専門家団体、及び製造業者、取引業者若しくはサービス提供業者の団体であって、その定款がそれらの会員(構成員)の経済的利益の保護について規定しているもの、並びに組織又は当局であって、その定款に基づく目的が消費者保護であるものを含む。

経過規定

1. 本法の施行時から、商標法(1993, Nr. 12/13)は廃止する。
2. 本法の施行前に、特許庁に登録出願がされていた商標又はラトビアにおいて効力を生じていた国際登録に関しては、その登録出願が行われた日又はその国際登録がラトビアに関してその効力を生じた日に有効であった商標登録手続及び商標登録要件を適用するものとする。
3. 第6条(2)及び第9条(4)にいう商標の無効理由は、商標登録出願がなされた日又は商標の国際登録の効力がラトビアに拡張された日がいづであるかに拘らず、すべての商標に適用するものとする。
4. 内閣は2002年5月1日までに、農産物及び食品に関する原産地表示の保護及び登録についての手続又はその一覧を決定するものとする。